残留農薬に関する質問主意書

提 出 者

佐 藤謙一郎

残留農薬に関する質問主意書

ポ ストハーベ スト農薬をはじめ、 各国では異なるルールで化学物質が食品 に用いられている。 我が国にお

いては違法と考えられるポストハーベスト農薬が用いられている食品が、 取り締まられないまま輸入されて

いるとの声もある。

よって以下質問をする。

食品 の製造過程において、 保存の目的で食品に添加された許可されていない化学物質が検出された食品

の取り扱いについて、見解を明らかにされたい。

アメリカでポストハーベスト農薬として使われる二・四 Ď について

1 どのような性質をもった化学物質であると政府は考えるの か。 見解を詳しく説明され

2 人の 健 康を損なう可能性がないといえるか。 健康を損なうおそれがあると考えるとすれば、 日本にお

いては使い方に制限はあるのか。

3 日 本子孫基金 (以下、 基金) が一九九八年九月に発行した「食品と暮らしの安全」一一三号によれ

ば、 基金が財団法人日本食品分析センターに委託して調査を行った結果、「一般栽培レモン三個のうち

二個から二・四―Dが検出されました。 検出値は○・三八ppmと、○・三五 p p m (果物全体をつぶ

す全果の検査結果)。」「今回のレベルで検出されるほど二・四 —Dを収 一種前にか けたら、 木 は 枯 れ 7

L ま ١ ر ま す。 収穫後に使用したことは確実です。」とあるが、 承知しているか。 承知しているとすれ

ば、政府の見解を明らかにされたい。

4 3に述べた事実を承知しているとすれば、なんらかの対処を行ったか。行ったとするなら、いつ、何

を、どう行ったか詳細に説明されたい。

5 同 「食品と暮らしの安全」一一三号によれば、「二・四 ー D は、 まさに定義ピッタリの 『保存を目

的』とした違法 『添加物』です。」とあるが承知しているか。 承知しているとすれば、 政府の 見解を明

らかにされたい。

二 殺菌剤ビテルタノールについて

1 どのような性質をもった化学物質であると政府は考えるのか。食品衛生法第六条に照らして見解を詳

しく説明されたい。

2 人の健康を損なう可能性がないといえるか。 健康を損なうおそれがあると考えるとすれば、 日本にお

いては使い方に制限はあるのか。

3 基 金が 九 九 八年八月に発行した 「食品と暮らしの安全」一一二号によれば、 「別々の店で購入した

六品目すべてか ら殺菌剤のビテルタノールが検出され」、 その値は、○・一五~一・六 р p mに達して

1 るとあるが、 承知しているか。 承知しているとすれば、 政府の見解を明らかにされたい。

4 このビテルタノールは、収穫後に保存の目的で使用されているので、違法添加物だと基金は主張して

7 る。 検出されたビテルタノールについて、厚生省の見解を明らかにされたい。

5 基金の 「食品と暮らしの安全」一一三号によれば、「厚生省食品化学課・ 池田年仁課長補佐は 『業界

に 問 , · 合わせたら、 収穫前に使用したと答えたので、 検出された殺菌剤はシロ と回答。」 とあるが、

事 実 か。 事 実であるとすれば、「業界」 とは何かまたは誰を指すか。 何を、 誰に対し、 どのような状況

で、 *(* \ つ尋ね、 どのような回答を得たのか、 詳しく説明されたい。 また、 それに対する政府の見解を明

らかにされたい。

右質問する。